

令和 2 年 5 月 7 日
あきた北(総)発第 23 号

組合員・利用者の皆様へ

あきた北農業協同組合
代表理事組合長 虻川 和義

当 J A 職員による不祥事のお詫び

日ごろより、J A 事業につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、米穀部 精米センターにおきまして、職員による現金（白米代金等）の着服事案（446,239円・令和元年8月～令和2年4月）が判明しました。組合員の皆様には多大なご心配とご不安をおかけしましたことを衷心よりお詫び申し上げます。

なお、当該事案につきましては、調査と原因の究明を行い、既に当事者から全額弁済を受けております。

当 J A は現在、今年 2 月に判明した共済事業における不祥事案を踏まえ、再発防止計画を策定、実践中であるにもかかわらず、新たな不祥事案が発生し、私どもの取り組みがまだ不十分であると痛感しております。

今後、更なる綱紀粛正の徹底と内部管理体制の強化を図り、組合員および地域の皆様からの信頼回復に向け誠心誠意取り組んでまいります。